

Recordation Form Cover Sheet **PATENTS ONLY**

Attorney's Docket No. 1018961-000003

To the Director of the U.S. Patent and Trademark Office: Please record the attached documents or the new address(es) below.

1. Name of conveying party(ies):

Tokin Corporation

2. Name and address of receiving party(ies):

NEC Tokin Corporation
7-1, Koriyama 6-chome,
Taihaku-ku, Sendai-shi
Miyagi-ken, JAPAN

3. Nature of Conveyance/Execution Date(s):

Execution Date(s): September 20, 2006

☐ Assignment

☐ Security Agreement

☐ Joint Research Agreement

☐ Government Interest Agreement

☐ Other: _____

☐ Executive Order 9424 Confirmatory License

☐ Merger

☒ Change of Name with translation of relevant portion

4. Application or patent number(s):

A. Patent Application No.(s)

B. Patent No.(s)

5,522,832

☐ This document is being filed together with a new application.

5. Name and address to whom correspondence concerning document should be mailed:

Name: Matthew L. Schneider
Address: Buchanan Ingersoll & Rooney PC
Customer Number 21839
P.O. Box 1404
Alexandria, VA 22313-1404

6. Total number of applications and patents involved: 1

7. Total fee (37 CFR 1.21(h) & 3.41) \$ 40

☐ Authorized to be charged by credit card. PTO Form 2038 attached.

☒ Authorized to be charged to deposit account 02-4800

☐ Enclosed.

☐ None required (gov't interest not affecting title)

8.

Signature:

Matthew L. Schneider
Signature

32814

Reg. No.

May 4, 2007

Date

Matthew L. Schneider

Name of Person Signing

Total number of pages including cover sheet, attachments, and documents:

14

Declaration

I, Shoichi Mukaiyama, a Patent Attorney, Room No. 503, Marunouchi Office Forum, 1-30, Marunouchi 2-chome, Naka-ku, Nagoya-shi, Aichi, Japan, being duly sworn, declare that I am familiar with the English and the Japanese languages and that I have prepared the attached English translation which is a true and faithful one of a relevant part of an Official Copy of the Registration Certificate certified by the Registrar of Sendai Legal Affairs Bureau of Japan to the best of my knowledge and belief.

Dated this 10th day of April, 2007


Shoichi Mukaiyama
Patent Attorney
Room No. 503, Marunouchi Office Forum
1-30, Marunouchi 2-chome, Naka-ku,
Nagoya-shi, Aichi, Japa

Partial English Translation of the Registration Certificate

(relevant part of page 1)

7-1, Koriyama 6-chome, Taihaku-ku, Sendai-shi

NEC TOKIN Corporation

Corporation No. 3700-01-001985

Firm Name (Page 1, the first box)	<u>TOKIN Corporation</u>	
	<u>NEC TOKIN Corporation</u> NEC TOKIN Corporation	Registered on April 1, 2002
		Corrected on June 27, 2003
Head Office (Page 1, the second box)	7-1, Koriyama 6-chome, Taihaku-ku, Sendai-shi	
Method of Publication (Page 1, the third box)	<u>Publishing in the Nikkei Newspaper published in Tokyo</u>	
	Electronic publishing http://www.nec-tokin.com/	Changed on June 29, 2006
		Registered on July 4, 2006
(The rest is omitted)		

(pages 2 through 10 are omitted)

(page 11, at the bottom)

This document certifies all matters which are recorded in the registration certificate and which are effective at present.

This 20th day of September, 2006

Registrar of Sendai Legal Affairs Bureau

Masao AKIYAMA (Seal)

* Underlined portions indicate deleted matters.

履歴事項全部証明書

仙台市太白区郡山六丁目7番1号
 NECトーキン株式会社
 会社法人等番号 3700-01-001985

商 号	<u>株式会社トーキン</u>	
	<u>エヌイーシートーキン株式会社</u>	
		平成14年 4月 1日登記
	NECトーキン株式会社	
		平成15年 6月27日更正
本 店	仙台市太白区郡山六丁目7番1号	
公告をする方法	<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する</u>	
	電子公告とする http://www.nec-tokin.com ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う	平成18年 6月29日変更
		平成18年 7月 4日登記
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	<u>http://www.nec-tokin.com/</u>	平成14年 5月27日設定
		平成14年 6月 5日登記
会社成立の年月日	昭和13年4月8日	
目 的	1. 電気通信機器用電気磁気材料、部品及びその応用製品の製造販売 2. メモリー装置その他情報機器用部品装置の製造販売 3. 一般電子機器用材料、部品及びその応用製品の製造販売 4. 建築工事の設計、施工及び監理 5. 前各号に附帯する事業並びにこれに関連する一切の業務	
単元株式数	1000株	
発行可能株式総数	2億株	
		平成14年 4月 1日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1億1351万6066株	
		平成14年 4月 1日登記

仙台市太白区郡山六丁目7番1号
 NECトーキン株式会社
 会社法人等番号 3700-01-001985

株券を発行する旨の定め	<u>当会社の株式については、株券を発行する</u> 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	
	当会社は、株式に係る株券を発行する 平成18年 6月29日変更 平成18年 7月 4日登記	
資本金の額	金129億9021万2211円	
		平成14年 4月 1日登記
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社	
役員に関する事項	取締役 <u>内 山 秀 男</u>	平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月 5日登記
		平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 2日登記
	取締役 <u>内 山 秀 男</u>	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月 5日登記
		平成18年 6月29日退任
		平成18年 7月 4日登記
	取締役 <u>羽 田 祐 一</u>	平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月 5日登記
		平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 2日登記
	取締役 <u>羽 田 祐 一</u>	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月 5日登記
		平成18年 6月29日退任
		平成18年 7月 4日登記

仙台市太白区郡山六丁目7番1号
 NECトーキン株式会社
 会社法人等番号 3700-01-001985

	<u>取締役</u> <u>八 木 良 樹</u>	平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月 5日登記
		平成15年 6月27日退任
		平成15年 7月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>土 屋 治 彦</u>	平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月 5日登記
	<u>取締役</u> <u>土 屋 治 彦</u>	平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 2日登記
		平成17年 6月29日退任
		平成17年 7月 5日登記
	<u>取締役</u> <u>松 田 広 志</u>	平成14年 6月27日重任
		平成14年 7月 4日登記
		平成15年 6月27日辞任
		平成15年 7月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>杉 山 肇</u>	平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月 5日登記
		平成15年 6月27日退任
		平成15年 7月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>鈴 木 康</u> <u>取締役</u> <u>鈴 木 康</u>	平成14年 6月27日重任
		平成14年 7月 4日登記
		平成16年 6月29日重任
		平成16年 7月 8日登記
		平成17年 6月29日退任
		平成17年 7月 5日登記

仙台市太白区郡山六丁目7番1号
 NECトーキン株式会社
 会社法人等番号 3700-01-001985

	<u>取締役</u>	<u>仲 田 武 彦</u>	平成13年 6月28日就任
			平成13年 7月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>仲 田 武 彦</u>	平成15年 6月27日重任
			平成15年 7月 2日登記
	<u>取締役</u>	<u>仲 田 武 彦</u>	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>仲 田 武 彦</u>	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>杉 原 瀚 司</u>	平成14年 6月27日就任
			平成14年 7月 4日登記
			平成16年 6月29日退任
			平成16年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>鈴 木 俊 一</u>	平成14年 6月27日就任
			平成14年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>鈴 木 俊 一</u>	平成16年 6月29日重任
			平成16年 7月 8日登記
	<u>(社外取締役)</u>		平成16年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>鈴 木 俊 一</u>	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 5日登記
	<u>(社外取締役)</u>		平成18年 6月29日退任
			平成18年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>岡 部 政 和</u>	平成15年 6月27日就任
			平成15年 7月 2日登記
	<u>取締役</u>	<u>岡 部 政 和</u>	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>岡 部 政 和</u>	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月 4日登記

仙台市太白区郡山六丁目7番1号
 NECトーキン株式会社
 会社法人等番号 3700-01-001985

	<u>取締役</u>	<u>坂 本 昭 雄</u>	平成16年 6月29日就任
			平成16年 7月 8日登記
			平成17年 6月29日退任
			平成17年 7月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>松 本 邦 彦</u>	平成17年 6月29日就任
			平成17年 7月 5日登記
			平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>佐 藤 暁</u>	平成17年 6月29日就任
			平成17年 7月 5日登記
			平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>山 本 修 二</u>	平成17年 6月29日就任
			平成17年 7月 5日登記
			平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月 4日登記
	<u>取締役</u> (社外取締役)	<u>妹 尾 賢 治</u>	平成18年 6月29日就任
			平成18年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>長 原 博</u>	平成18年 6月29日就任
			平成18年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>岡 英 雄</u>	平成18年 6月29日就任
			平成18年 7月 4日登記

仙台市太白区郡山六丁目7番1号
 NECトーキン株式会社
 会社法人等番号 3700-01-001985

	<u>横浜市旭区白根五丁目57番12号</u> <u>代表取締役 羽田祐一</u>	平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月 5日登記
		平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 2日登記
		平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月 5日登記
	<u>横浜市旭区白根五丁目57番12号</u> <u>代表取締役 羽田祐一</u>	平成18年 6月29日退任
		平成18年 7月 4日登記
	<u>仙台市太白区西の平二丁目11番2号</u> <u>代表取締役 内山秀男</u>	平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月 5日登記
		平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 2日登記
		平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月 5日登記
	<u>仙台市太白区西の平二丁目11番2号</u> <u>代表取締役 内山秀男</u>	平成18年 6月29日退任
		平成18年 7月 4日登記
	<u>神奈川県相模原市御縁三丁目1番12号</u> <u>代表取締役 杉原瀚司</u>	平成14年 6月27日就任
		平成14年 7月 4日登記
		平成16年 6月29日退任
		平成16年 7月 8日登記
	<u>神奈川県藤沢市高倉933番地</u> <u>代表取締役 仲田武彦</u>	平成16年 6月29日就任
		平成16年 7月 8日登記
	<u>神奈川県藤沢市高倉933番地</u> <u>代表取締役 仲田武彦</u>	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月 5日登記
	<u>神奈川県藤沢市高倉933番地</u> <u>代表取締役 仲田武彦</u>	平成18年 6月29日重任
		平成18年 7月 4日登記

仙台市太白区郡山六丁目7番1号
 NECトーキン株式会社
 会社法人等番号 3700-01-001985

	仙台市太白区四郎丸字前95番地の2 代表取締役 岡 部 政 和	平成18年 6月29日就任
		平成18年 7月 4日登記
	東京都大田区中央四丁目17番13号 代表取締役 松 本 邦 彦	平成18年 6月29日就任
		平成18年 7月 4日登記
	<u>監査役</u> 水 上 辰 夫	平成12年 6月29日就任
		平成12年 7月11日登記
		平成15年 6月27日退任
		平成15年 7月 2日登記
	<u>監査役</u> 鎌 田 宏	平成13年 6月28日就任
		平成13年 7月 5日登記
	<u>監査役</u> 鎌 田 宏	平成16年 6月29日重任
		平成16年 7月 8日登記
	<u>監査役</u> 鎌 田 宏 (社外監査役)	
		平成18年 7月25日社外 監査役の登記
	<u>監査役</u> 本 田 廣 雄	平成14年 6月27日就任
		平成14年 7月 4日登記
		平成17年 6月29日退任
		平成17年 7月 5日登記
	<u>監査役</u> 白 井 建 治	平成14年 6月27日就任
		平成14年 7月 4日登記
		平成17年 6月29日退任
		平成17年 7月 5日登記
	<u>監査役</u> 三 輪 昌 勝	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 2日登記

仙台市太白区郡山六丁目7番1号
 NECトーキン株式会社
 会社法人等番号 3700-01-001985

	監査役 坂本昭雄	平成17年 6月29日就任
		平成17年 7月 5日登記
	<u>監査役 松倉 肇</u>	平成17年 6月29日就任
		平成17年 7月 5日登記
	監査役 松倉 肇 (社外監査役)	
		平成18年 7月25日社外監査役の登記
	会計監査人 あずさ監査法人	
		平成18年 7月 4日会計監査人の登記
	<u>取締役鈴木俊一は社外取締役である</u>	
		平成14年 7月 4日登記
		平成16年 6月29日退任により抹消
		平成16年 7月 8日登記
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、240万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> 平成18年 6月29日設定 平成18年 7月 4日登記	
	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、240万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成18年 7月25日更正	
支 店	1 大韓民国ソウル特別市江南区三成洞159-6 韓国都心空港ターミナルビル	
新株予約権	2010年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権 新株予約権の数 1500個	

仙台市太白区郡山六丁目7番1号
 NECトーキン株式会社
 会社法人等番号 3700-01-001985

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、その行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の発行価額の総額を、下記記載の転換価額で除した数とする（本社債の発行総額は150億円）。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

①本新株予約権1個の行使に際して払込みをなすべき額は、各本社債の発行価額（10,000,000円）と同額とする。

②本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は907円とする。

③転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{発行又は} & 1 \text{株当たりの発行} & \\ & & \text{処分株式数} & \times & \text{又は処分価額} \\ \hline & \text{既発行} & + & & \\ \text{調整後} & \text{調整前} & \text{株式数} & & \text{時価} \\ \hline \text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

①本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の発行価額（10,000,000円）と同額とする。

②本新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は907円とする。

③転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{発行又は} & 1 \text{株当たりの発行} & \\ & & \text{処分株式数} & \times & \text{又は処分価額} \\ \hline & \text{既発行} & + & & \\ \text{調整後} & \text{調整前} & \text{株式数} & & \text{時価} \\ \hline \text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

仙台市太白区郡山六丁目7番1号
NECトーキン株式会社
会社法人等番号 3700-01-001985

	平成18年 5月 1日変更 平成18年 7月 4日登記 金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る 社債の全額とする。 平成18年 7月 4日登記 新株予約権を行使することができる期間 2006年1月4日から2010年12月3日における新株予約権行使受付 代理人の営業終了時（行使請求地時間）まで 但し、①当社が本社債を繰上償還する場合には、償還日の東京における5営 業日前の日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時（行使請求地時 間）以降、②本新株予約権付社債所持人による繰上償還請求により、本社債 が償還される場合には、償還通知書が本新株予約権付社債の要項に従って支 払代理人に預託された時以降、又は③当社が本社債につき期限の利益を喪失 した場合には、期限の利益を喪失した以降は、それぞれ、本新株予約権を行 使することはできないものとする。（但し、いかなる場合も2010年12 月3日より後は本新株予約権を行使することはできない。） 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 <u>本新株予約権の消却事由は定めない。</u> 平成17年12月27日登記
吸収合併	<u>富山県下新川郡入善町入善560番地NECトーキン富山株式会社、栃木県宇 都宮市針ヶ谷町484番地NECトーキン栃木株式会社、兵庫県宍粟市山崎町 須賀澤231番地NECトーキン兵庫株式会社、岩手県一関市柄貝1番地NE Cトーキン岩手株式会社を合併</u> 平成18年 4月 3日登記 富山県下新川郡入善町入膳560番地NECトーキン富山株式会社、栃木県宇 都宮市針ヶ谷町484番地NECトーキン栃木株式会社、兵庫県宍粟市山崎町 須賀澤231番地NECトーキン兵庫株式会社、岩手県一関市柄貝1番地NE Cトーキン岩手株式会社を合併 平成18年 4月18日更正 平成18年7月1日仙台市太白区郡山六丁目7番1号トーキン商工株式会社を 合併 平成18年 7月 4日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
監査役会設置会社 に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 7月25日登記

仙台市太白区郡山六丁目7番1号
NECトーキン株式会社
会社法人等番号 3700-01-001985

会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 7月 4日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成12年 5月25日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成18年 9月20日

仙台法務局
登記官

秋 山 政 夫



整理番号 ヘ293857

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す

PATENT 11/11

RECORDED: 05/04/2007

REEL: 019246 FRAME: 0954